

平成30年小野町議会定例会6月会議

議事日程（第1号）

平成30年6月13日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第38号 平成30年度小野町一般会計補正予算（第1号）
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 5 議案第39号 小野町税条例等の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第7まで同じ〕
- 日程第 6 議案第40号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第41号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 8 議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決〕
- 日程第 9 議員提出議案第4号 おのまち「農業のまちづくり」条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第10 議案の委員会付託
- 日程第11 報告第 1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 日程第12 報告第 2号 平成29年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	渡	邊	直	忠	君	2番	会	田	明	生	君
3番	竹	川	里	志	君	4番	宗	像	芳	男	君
5番	田	村	弘	文	君	6番	籠	田	良	作	君
7番	水	野	正	廣	君	8番	遠	藤	英	信	君
9番	久	野		峻	君	10番	佐	・		登	君
11番	吉	田	康	市	君						

欠席議員（1名）

12番 村上昭正君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田	昭	君	副町長	阿部	京	一	君	
総務課長	石井	一	一	君	企画政策課長	吉田	吉	広	君
税務課長	吉田	徳	一	君	町民生活課長	鈴木		稔	君
健康福祉課長	村上	昭	一	君	子育て支援課長	宗像	喜	也	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司		功	君	地域整備課長	遠藤	靖	次	君
教育課長	佐藤		浩	君	会計管理者 兼出納室長	吉田	ひろ	子	君
代表監査委員	先崎	福	夫	君					

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田	浩	祥	次	長	二	瓶		淳
書記	先崎	勝	人	書	記	吉	田	靖	章

開議 午前10時00分

◎表彰状の伝達

○事務局長（吉田浩祥君） 会議の前に、表彰伝達を行います。

このたび、水野議員が自治功労者表彰を受けられました。

水野議員におかれましては、町村議会議員として10年以上在職し、その功績が認められ、去る4月11日に田村地方町村議会議長会会長より表彰されました。

それでは、表彰の伝達を行います。

伝達は吉田副議長より行います。

副議長、演壇前までお進みください。

水野議員、演壇前までお進みください。

○副議長（吉田康市君） 表彰状、小野町水野正廣殿。

〔表彰状伝達〕

◎受賞者謝辞

○事務局長（吉田浩祥君） ここで、受賞者より一言ご挨拶をいただきます。

それでは、水野議員お願いいたします。

〔7番 水野正廣君登壇〕

○7番（水野正廣君） このたび、議員生活10年ということで、田村地方町村議会議長会会長名で表彰をいただきました。思い起こせばと申しますか、これはひとえに議員の方々のご支援のおかげ、ご指導のおかげ並びに小野町職員の方々のご協力のおかげとともに、私を支持、支援して下さいます皆様のおかげと、心から感謝申し上げたいと思います。

これは私自身がいただいたものではないと思っております。議員、職員を含め、思い起こせば初めてこの壇上に立ったときには、まだ私も不慣れな側面がありました。本当に家内のおかげ並びに家族のおかげを含めまして、深く感謝したいと思っております。

これからも日々精進し、この表彰に恥じないような活動を続けていければと思っておりますので、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○事務局長（吉田浩祥君） 以上で、表彰伝達を終了します。水野議員、自席にお戻りください。

◎開議の宣告

○副議長（吉田康市君） 村上昭正議長より、所用により本日の会議を欠席する旨、届け出がありましたので、地方自治法第106条の第1項の規定に基づき、議長の職務を代行いたします。

それでは、ただいまから平成30年小野町議会定例会6月会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○副議長（吉田康市君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（吉田康市君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において

1番 渡 邊 直 忠 議員

2番 会 田 明 生 議員

を指名します。

◎議会運営委員長報告

○副議長（吉田康市君） 日程第2、定例会6月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。

4番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 去る6月8日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

平成30年小野町議会定例会6月会議の会議日程については、6月13日から6月20日までの8日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第38号及び議案第42号、議員提出議案第4号については、起立採決とし、議案第39号から議案第41号までについては、簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第42号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

以上をもって報告といたします。

○副議長（吉田康市君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会 6 月会議の日程は本日から 6 月 20 日までの 8 日間を目途に進めることといたします。

また、議案の採決方法について、議案第 38 号及び議案第 42 号、議員提出議案第 4 号については起立採決とし、議案第 39 号から議案第 41 号については、簡易採決により行うことといたします。

定例会 6 月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○副議長（吉田康市君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

なお、西牧教育長より、本日より 15 日までの会議について、欠席届が提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、明日の 14 日及び明後日の 15 日の会議は、開議時刻を繰り下げて午後 6 時から開くことといたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 38 号の上程

○副議長（吉田康市君） 議案の上程を行います。

日程第 4、議案第 38 号 平成 30 年度小野町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第 38 号の説明

○副議長（吉田康市君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成30年小野町議会定例会 6月会議が開催されるに当たり、議員各位にはご出席を賜り衷心より感謝を申し上げます。

今定例会におきましては、町政執行上、重要な平成30年度一般会計補正予算案件1件、条例の改正案件3件、人事案件1件、報告2件をご提案、ご報告申し上げた次第であります。

以下、その概要についてご説明を申し上げますが、提出議案のご説明をいたします前に、今年度の主要な事業等の状況について申し上げます、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

春の観光シーズンにおきましては、例年よりも桜やツツジの開花が早まりましたが、夏井千本桜まつり、こまち桜回廊まつり、高柴山山開き、矢大臣山山開きなど、天候にも恵まれ、多くの観光客で賑わったところがあります。特に、高柴山は4年前から元気復活大作戦として、ヤマツツジの手入れを行った効果があり、山頂のツツジは例年にも増して真っ赤に咲き誇り、多くの登山客の方に自然の魅力を堪能していただきました。

さて、私が2期目の町政を担って2年目となる本年度は、3月に策定しました平成30年度から平成34年度までの5年間の計画である新たな小野町の指針「未来へ おのまち総合計画」のスタートの年度となります。この計画の主要プロジェクトを柱として主要施策の着実な取り組みを進めているところであります。

取り組みを進めるに当たりましては、引き続き町民本位の基本姿勢で、町民の声に耳を傾けながら、本町を取り巻く諸情勢を的確に捉え進めて参りますが、町が持続・発展し続けるためには、住民と行政がそれぞれに創造性を持って、同じ目的のため、ともに協力して働き、活動する協働のまちづくりが必要であります。

地域社会における様々な課題に対し、住民の皆様にご協力をいただきながら、住民と行政が連携し、町の新たな将来像「人も自然も元気、みんなの笑顔がかがやくまち」実現に向け、取り組んで参る所存であります。

その中で、町の将来像を見据え、町民、地域が輝き、活力ある地域を維持していくためには、引き続き重要課題として捉えております人口減少について対策を進め、人口減少速度の減速を図っていく必要があります。子育てしやすいまちづくりを第一の目標に掲げ、結婚、出産、子育ての各段階において切れ目のない、質の高いサービスを提供できるよう進めているところであります。

更に、小野町には美しい里山風景や文化財を含めた観光資源、強固な地盤、整備された道路網、そして人情味のある心優しくもたかましい町民という、かけがえのない豊富な地域資源があります。ないものねだりをせず、小野町にしかないすぐれた地域資源に光を当て、その特性を生かしたまちづくりを進めているところであります。

具体的には、重点事業に位置づけました主な事業の進捗状況についてであります。基本目標ごとにご報告申し上げます。

まず初めに、基本目標1の「子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために」の主な重点事業として、認定こども園整備事業であります。5月に施設整備検討委員会を設置し、委員の皆様から様々な角度から施設整備に向け、検討をいただいているところであります。

なお、平成29年度の認定こども園整備に伴う繰越事業であります。地質調査及び敷地造成測量設計に係る現地測量調査は完了し、現在、造成計画等を策定している状況であります。

次に、基本目標2の「便利で住みよいきれいな町を目指して」における重点事業として、小野インターチェ

ンジ周辺開発推進事業であります。昨年度策定した小野インターチェンジエリアタウン構想をもとに、庁内での検討体制を整え、個々の施設、機能について掘り下げて調査・研究し、今後の整備行程を考えることとしており、現在、体制整備に向け準備を進めているところであります。

次に、基本目標3の「将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ」における重点事業として、公立小野町地方総合病院の運営支援と初期医療体制の整備推進事業であります。5月から平日のみではありますが、夜間救急外来診療が行われております。

引き続き医師確保を目指し、休日診療や休止している診療科の再開を目指し、支援を進めて参ります。

町民の健康づくり事業については、減塩対策として塩分濃度測定器購入費用の一部助成について、申し込みが約700世帯あり、既に補助金の交付決定を行ったところであります。また、壮年期から増加する生活習慣病を予防するため、5月より新たに土曜日に運動教室をスタートさせたところであり、夜間の運動教室等も含め、働く世代の健康意識の向上と健康増進の充実を図っているところであります。

次に、基本目標4の「働く喜びをみんなで感じるために」の重点事業として、6次産業化・新振興作物推進事業であります。町の特産品である黒にんにくの品質向上を目的とした研修会を今月実施したほか、町内産の農作物や特産品の販売促進と販路拡大に向け、今月から県内外のイベント等に積極的に参加する計画となっております。また、小野高校の6次化商品開発に対する支援につきましても、引き続き進めております。

担い手育成・確保、農地集積・集約化推進事業につきましては、認定新規就農者に対し就農初期の負担軽減等を図り、意欲を持って農業に取り組んでいただくよう、支援金を交付するほか、農地集積・集約化に向けた取り組みを進めております。

またこのほかにも、新規事業や重点的に進める事業の主なものとして、5月13日にオープニングセレモニーを行いました小野町交流・定住支援館であります。移住交流の新たな町の情報発信の拠点として、1階に「つどっておのまち」を設け、定住コーディネーターなどによる相談対応をスタートさせたところであります。そして、2階から4階の居住部分では若者単身者、子育て世帯並びに町内事業者従業員の方々に、新たに小野町で生活を始める出発点として活用いただくよう、入居者募集等を行っているところであり、今月から順次入居が始まる状況となっております。

次に、教育環境整備事業として、5月に第1回目の小学校統廃合準備委員会を開催したところであります。具体的には、今月から各専門部会に分かれ、統廃合に向けた検討を進めることとしております。あわせて、統廃合に向けて全小学校の全学年において、授業交流や見学交流を進めているところであります。

次に、小野高校連携推進事業につきましては、3年目となります沖縄県立八重山農林高校との交流事業を引き続き実施に向け進めているほか、新たに同校の学習支援のため、町が独自に学習支援員を雇用し派遣することとしており、今月からスタートする予定であります。

また、近年の人手不足などの雇用情勢を踏まえ、町内企業の支援のため、小野高校3年生を対象とした合同企業説明会を昨年に引き続き、昨日開催したところであります。説明会にはパンフレット配布も含め、町内企業7社が参加し、自社のPRを行ったところであります。今後は、秋にも高校1、2年生を対象とした説明会を開催する予定であり、若者の定住と企業の人手不足解消に、その効果を期待しているところであります。

次に、右支夏井川河川改修事業であります。町施工分である荒町地区住宅分譲地について、平成29年度繰

越事業及び今年度事業により、引き続き造成工事を行い、年度内完成を図ります。

なお、繰越事業について、工事費の節減を図るため、県道吉間田・滝根線の工事残土を流用する計画としており、8月竣工予定とし、鋭意施工中であります。

さて、先ほど申し上げましたが、小野高校と沖縄県石垣市にあります八重山農林高校との交流事業であります。今年度で3年目を迎えることから、今後は小野町と石垣市の交流を住民同士の交流に発展させ、相互に親睦を深め、様々な場面で協力できる関係を築きたいと考えております。

そこで、沖縄県石垣市との橋渡しをいただいております小野町名誉町民の小泉武夫先生の同行をいただき、本会議期間中の今月17日から19日まで、石垣市長を訪問し、交流のあり方について協議をして参ることとしております。気候や文化の異なる石垣市との交流のきずなを深めることは、当町の振興に様々なよい影響があると考えております。本会議期間中、小野町を離れることとなりますので、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

以上、主な施策の一端を述べさせていただきました。本年度も昨年度に引き続き、町民が望むまちづくり実現に向け、行政、住民、あらゆる産業分野などの皆さんと一丸となって進めて参る所存でありますので、議員各位のご指導、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、提出議案に係る提案理由のご説明を申し上げます。

議案第38号 平成30年度小野町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2億1,218万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億8,318万2,000円とする補正であります。

補正予算の主な内容であります。歳入につきましては、国庫支出金において社会資本整備総合交付金を2,100万円増額、県支出金において石油貯蔵施設立地対策等交付金を81万円、地域医療介護総合確保基金事業県補助金を1億8,501万7,000円増額し、地域創生総合支援事業県補助金を324万5,000円減額、諸収入においてコミュニティ助成事業助成金を250万円増額、最後に繰入金において財政調整基金610万円を増額し、収支調整したものであります。

歳出につきましては、総務費において移住情報プラザに配置する臨時職員に係る共済費、賃金を委託料から組み替えるほか、定住・二地域居住推進事業費補助金50万円、コミュニティ助成事業助成金250万円、民生費において地域創生総合支援事業・サポート事業として障害のある子供たちを対象とした体験交流事業に要する役務費、賃借料、合わせて15万5,000円、介護施設開設等の支援のための地域医療介護総合確保事業補助金1億8,501万7,000円、衛生費において田村地方在宅当番医制事業委託料1万5,000円、商工費においてプレミアム付商品券発行事業補助金720万円、土木費において飲用水確保対策事業補助金600万円、小野公園園路補修工事費1,000万円、消防費において防災行政無線施設電気料79万5,000円を計上するものであります。

以上、議案第38号 平成30年度一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（吉田康市君） 暫時休議といたします。

これより、ただいま町長から報告がありました最近の主な行政諸般の内容を記載した書面を配付いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時28分

○副議長（吉田康市君） 配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） なければ再開いたします。

◎議案第38号の質疑

○副議長（吉田康市君） 議案に対する質疑を行います。

議案第38号 平成30年度小野町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第38号について質疑を終わります。

◎議案第39号～議案第41号の上程

○副議長（吉田康市君） 日程第5、議案第39号 小野町税条例等の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第41号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで、3議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第39号～議案第41号の説明

○副議長（吉田康市君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第39号から第41号までの条例の一部改正案件3案件につきましてご説明いたします。

議案第39号 小野町税条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成30年11月1日から段階的に施行されることに伴い、小野町税条例等の所要の改正を行うものであります。

主な改正内容については4点ありまして、まず1つ目としてたばこ税の税率引き上げであります。実施時期につきましては、激変緩和への配慮から平成30年10月1日から平成33年10月1日まで3段階で引き上げを行うための改正、2つ目として、加熱式たばこの課税方式を平成30年11月1日から平成34年10月1日まで5段階で見直しを行うための改正、3つ目として、個人の町民税において障害者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置要件を所得額125万円から135万円に引き上げ、均等割非課税限度額も引き上げる規定の改正、4つ目として、固定資産税の課税標準額を法の範囲で軽減する割合を自治体が定めることができる「わがまち特例」において、生産性向上に資する設備投資で認定を受けた中小企業者が導入する償却資産の課税標準を、当町においては3年間ゼロにする規定を新設し、町内中小企業の生産性向上を後押しするものであり、必要な規定の改正を行うもので、平成30年10月1日から施行するものであります。ただし、たばこ税等に関する一部は、法の段階的施行に合わせて施行するものであります。

次に、議案第40号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年1月31日に公布され、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるほか、5割軽減及び2割軽減の対象世帯の判定に用いる被保険者数に乗ずる金額の引き上げ実施により、軽減対象世帯の範囲を拡大するものです。

また、平成30年度国民健康保険税の課税基準が確定したことにより、税額を試算した結果、医療分均等割以外の項目において、税率の引き下げが必要となったため、関連条項を改正するものであり、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第41号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布され、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格としていたところ、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正するものです。

また、放課後児童支援員の資格要件の拡大を図るため、新たに5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を加える条項を改正するものであり、公布の日から施行するものでありま

す。

以上、議案第39号から議案第41号までの条例の一部改正案件3案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

◎発言の訂正

○町長（大和田 昭君） 訂正させていただきます。

議案第39号につきまして、いいですか。

○副議長（吉田康市君） どうぞ。

○町長（大和田 昭君） 2つ目として加熱式たばこの課税方式を、先ほど平成30年11月と申し上げましたが、平成30年10月1日から平成34年10月1日までで5段階で見直しを行うための改正、このように訂正いたします。以上です。

◎議案第39号～議案第41号の質疑

○副議長（吉田康市君） 議案に対する質疑を行います。

議案第39号 小野町税条例等の一部を改正する条例についてから議案第41号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの3議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第39号から議案第41号までの3議案について質疑を終わります。

◎議案第42号の上程

○副議長（吉田康市君） 日程第8、議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

◎議案第42号の説明

○副議長（吉田康市君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、説明申し上げます。

本案は、委員の辞任に伴い欠員が生じている人権擁護委員について、昭和51年4月より平成30年3月までの長きにわたり公立小野町地方総合病院に勤務し、地域の方々からの信頼も厚く、人格、識見ともすぐれている、小野町大字夏井字太子堂45番地、佐藤文子氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、委嘱された日から3年の任期となるものであります。

以上、議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明いたしました。慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第42号の質疑

○副議長（吉田康市君） 議案に対する質疑を行います。

議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（吉田康市君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第42号について質疑を終わります。

◎議案第42号の採決

○副議長（吉田康市君） 次に、討論を省略し採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（吉田康市君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任とする意見に賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（吉田康市君） 起立全員であります。

したがって、議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とする意見に決定いたしました。

◎議員提出議案第4号の上程

○副議長（吉田康市君） 日程第9、議員提出議案第4号 おのまち「農業のまちづくり」条例についてを議題といたします。

本案は議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

◎議員提出議案第4号の説明

○副議長（吉田康市君） 議員提出議案第4号 おのまち「農業のまちづくり」条例について、1番、渡邊直忠議員の説明を求めます。

1番、渡邊直忠議員。

〔1番 渡邊直忠君登壇〕

○1番（渡邊直忠君） 議員提出議案第4号 おのまち「農業のまちづくり」条例について、地方自治法第112条の規定により、下記のとおり提出する。

平成30年6月13日提出。

提出者、渡邊直忠。

提案理由。農業が人間の生命を維持するために欠くことができない食糧を供給する産業であること、しかしながら農業者の高齢化、担い手不足等による耕作放棄地の拡大など、農業を取りまく環境は厳しい状況にある。このような状況において、私たち町民が農業に対する理解を深め、農業の振興に取り組むことにより、農業を小野町の基幹産業と位置づけ、環境の保全に配慮し農業の総合的・持続的な振興及び発展を図るため、基本理念を明らかにして「農業のまちづくり」を推進するために、この条例を小野町の農業の上位例規とし各施策を策定施行するために制定を提案するものである。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第4号の質疑

○副議長（吉田康市君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第4号 おのまち「農業のまちづくり」条例について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○副議長（吉田康市君） 日程第10、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎報告第1号及び報告第2号の報告

○副議長（吉田康市君） 日程第11、報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてから日程第12、報告第2号 平成29年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告についてまでの2件を、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、その一部が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分について小野町税条例の所要の改正を行ったものです。

主な改正内容としては2点ありまして、まず1つ目として、土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例が平成29年度までとなっていたものを平成32年度までの3年間延長する規定の改正、2つ目として、固定資産税の地域決定型特例措置、いわゆる「わがまち特例」の対象が追加及び見直しされたことによる規定の改正であ

ります。

その他、法人町民税の申告納付や延滞金に係る規定の改正など、地方税法等の改正により必要な規定の改正を行ったものであり、地方自治法第180条第1項の規定により平成30年3月31日専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号 平成29年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度小野町一般会計予算において、翌年度に繰り越して使用できるとした繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、報告するものであります。

認定こども園事業から右支夏井川河川改修事業に係る事業費総額は1億2,687万1,000円であり、そのうち平成30年度へ7,624万1,000円繰り越したものであります。

繰越額の財源内訳につきましては、平成29年度収納分として繰り越す財産収入が582万1,000円、未収入分の県支出金が3,765万9,000円、一般財源が3,276万1,000円であります。

以上、ご報告申し上げます。

◎散会の宣告

○副議長（吉田康市君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時49分